

県立学校家族休暇制度について

令和8年 4月 7日
県立美来工科高等学校
県教育庁県立学校教育課

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を導入します。

2 制度の概要

- ・保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度
- ・取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

3 制度開始日

令和8年4月1日（水）

4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

5 取得できる日数

年間3日まで（1日単位・分散取得可）

6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等

※県立高等学校管理規則第42条「校長が必要と認めた場合」に該当するものとする（県立特別支援学校管理規則第37条、県立中学校管理規則第20条）

7 取得できない日

始業式・終業式・入学式・卒業式・卒業式予行演習・特別授業・学年会・三者面談

課題研究発表会その他学校行事のある日

中間テスト・期末テスト・単元テスト・到達度テストなど各種テストの実施日

注）本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足なり、未履修・原級留置となる高校生については、取得を認めない。高等学校学習指導要領に準ずる教育課程を履修する特支高等部の生徒も同様。

8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

9 届出手続き

- ・各学校が現在使用している欠席届の方法（電話、スタディーサプリ）を使用し、出席簿、進路支援システムの備考欄等に「家族休暇①家族休暇②家族休暇③」と記入する。
- ・家族休暇制度（ラーケーション）申請書

10 届出期限

- ・原則として1週間前までに届け出てください。

11 授業への対応

自主学習（補習等はいりません。）

12 安全確保

- ・幼児・児童・生徒の安全確保については、同伴者である保護者が責任を有する。
- ・学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とならない。

13 報告書等の提出

原則として提出は求めないものとする。

14 その他

(1) 届出者・同伴者の範囲

- 届出者は保護者のみとする。
- 自宅内外にかかわらず、保護者同伴を原則とする。